

# 兵庫県公報

平成20年1月29日 火曜日 第 1948 号

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

	ページ
○三田市の区域内における町の区域変更（市町振興課）	2
○換地処分に伴う神崎郡福崎町の区域内における字の区域変更（同）	2
○換地処分に伴う三田市の区域内における町の区域変更（同）	2
○住居表示の実施に伴う三田市の区域内における町及び字の区域変更（同）	3
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	6
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	7
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	10
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	10
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○家畜伝染病の発生（畜産課）	11
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	12
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	12
○公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧（港湾課）	13
○都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（まちづくり課）	14
○都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定の変更（同）	19
○道路の位置指定（建築指導課）	22

### 公 告

○税務職員身分証票無効公告（税務課）	22
○大規模小売店舗の新設に関する届出（まちづくり課）	22
○同 上（西播磨県民局）	23
○大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課）	24
○同 上（同）	25
○同 上（阪神北県民局）	26

### 公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施	27
------------------	----

### 内水面漁場管理委員会公告

○平成20年度増殖基準数量	29
---------------	----

### 警察本部公告

○入札公告	30
-------	----

### 財団法人行政書士試験研究センター公告

○平成19年度行政書士試験の合格者	33
-------------------	----

### 正 誤

○平成19年12月11日付け兵庫県公報第1935号中	34
----------------------------	----

## 告 示

## 兵庫県告示第82号

三田市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三田市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年2月20日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	地 番	番	町
天神三丁目	3044の1 3044の2 3045の2 3046の2 3053の2		天神二丁目
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成19年9月1日現在の地番である。

## 兵庫県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神崎郡福崎町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福崎町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
山 崎	コモイケ	194の1の一部 195の一部	山 崎	下ノ坂
		174の3 174の5 175の1 175の5 176の1 176の4	山 崎	岩ハナ
	市ノ木	57の一部		
	岩ハナ	109の3の一部	山 崎	市ノ木

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字山崎字コモイケ190の1、191の3、192の3、193の3、194の1、194の2、195の地先の大字山崎字庵ノ下の道路である公有地の一部は、大字山崎字コモイケに編入する。

備考 地番は、平成19年11月1日現在の地番である。

## 兵庫県告示第84号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、三田市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三田市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
天 神 三 丁 目	529の1の一部 529の2の一部 531の一部 532の一部 538の一部	屋 敷 町
	538の一部 546の一部 549の一部 4157の一部	天 神 二 丁 目
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。		

備考 地番は、平成19年9月1日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第85号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、三田市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三田市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年2月20日からその効力を生ずるものとする。

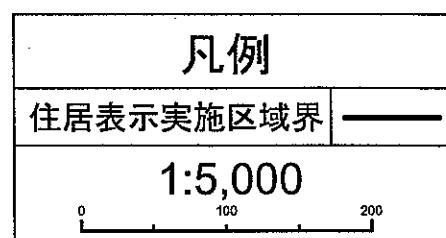
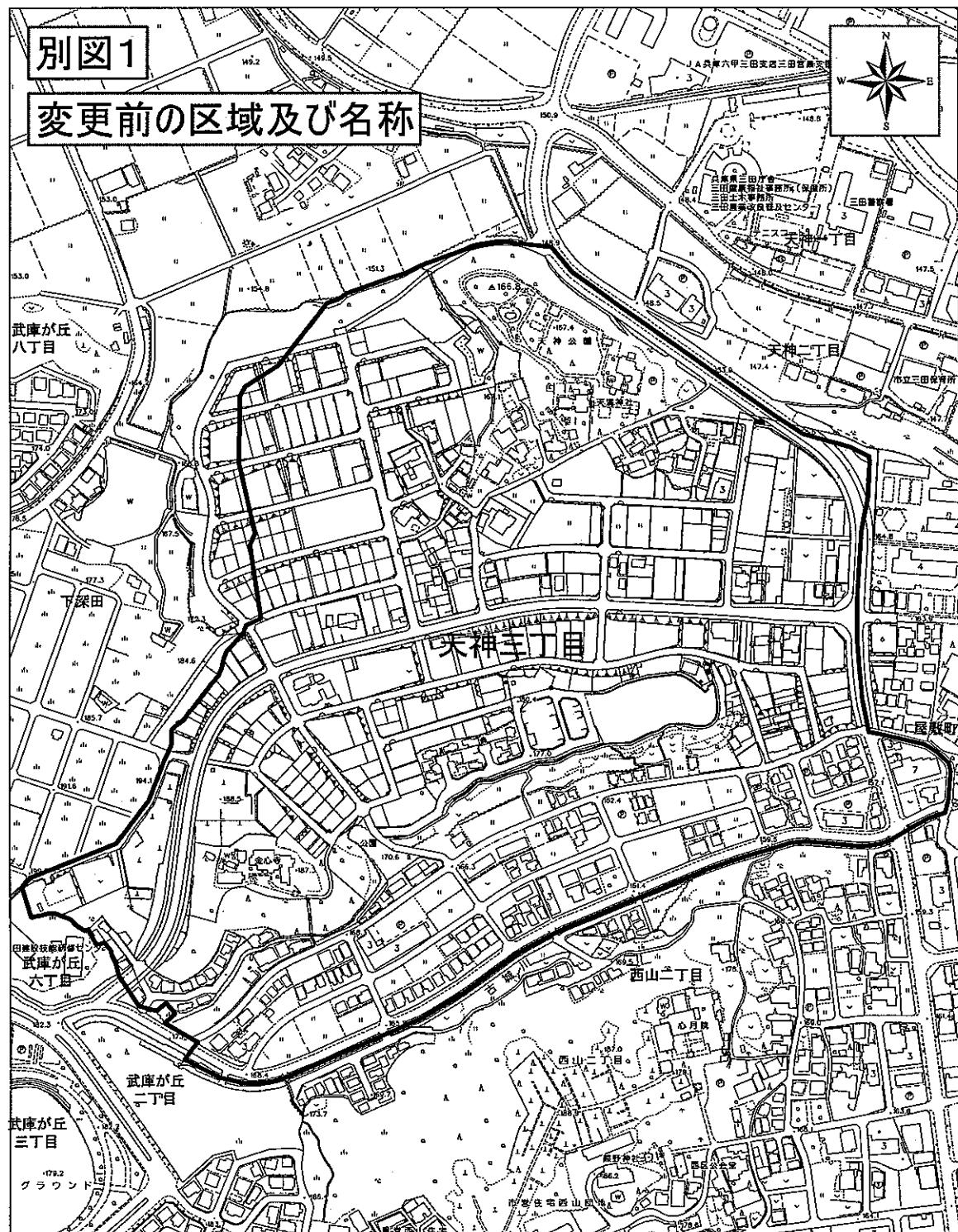
平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の字名
天神三丁目	大字下深田18から21までの各南筆界 大字下深田1、同2、同6の1、同7、同8の1、同10及び同16から 18までの各西筆界 大字下深田1の北筆界	下深田の一部

備考 地番は、平成19年9月1日現在の地番である。



別図2

変更後の区域及び名称



凡例

住居表示実施区域界 ━

1:5,000

0 100 200

## 兵庫県告示 86号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
登利歯科医院	登利俊彦	神戸市東灘区御影石町2-11-18	平成19年8月1日
株式会社サザンヘルム調剤薬局	株式会社サザンヘルム調剤薬局 代表取締役 大西伸策	同 市同 区森南町1-12-19	同 年11月1日
サンビル調剤薬局	川合陽子	同 市同 区本山南町9-7-26	同 年6月1日
井上医院	井上重彌	同 市灘区友田町3-2-7	同
杉本耳鼻咽喉科	杉本和彦	同 市同区友田町4-2-13 イトーピア六甲道1F	同
宇野心療内科クリニック	宇野正秀	同 市中央区三宮町1-10-1 神戸交通センタービル6F	同
佐野形成クリニック	佐野進	同 市同 区加納町4-4-17 ニッセイ三宮ビル5階	同
丸山耳鼻咽喉科医院	丸山晋	同 市同 区八雲通3-3-15	同
松村歯科医院	松村好文	同 市同 区元町通2-4-4 松村ビル2F	同
医療法人社団向井眼科医院	向井章	同 市兵庫区西出町2-15-5	同
植田歯科医院	植田和雅	同 市同 区菊水町10-30-90	平成19年11月25日
志伊内科医院	医師 志伊光瑞	同 市長田区四番町6-2-2 北野ビル5F	同 年6月1日
医療法人三友会若宮病院	理事長 名方正夫	同 市須磨区衣掛町3-1-30	同
医療法人社団誠和会瀬川外科	理事長 松井誠一郎	同 市同 区大田町3-1-23	平成19年11月27日
八田皮フ科	八田晋	同 市同 区平田町3-4-3	同 年6月1日
目黒医院	目黒澄雄	同 市同 区緑が丘2-25-16	同 年7月31日
井上クリニック	岩田晶子	同 市同 区神の谷2-15-2	同 年6月1日
すぎもと歯科	杉本勝一	同 市同 区須磨浦通4-6-9	同
山本歯科医院	山本恭久	同 市同 区北落合2-10-10	同
スマイル薬局	株式会社 ウィズ 代表取締役 飯嶋悌夫	同 市垂水区五色山3-5-21 五色山コンフォート1F	平成19年11月30日
浅野医院	医療法人社団浅野医院 理事長 浅野孝治	同 市西区竹の台2-19-2	同 年6月1日
医療法人社団ふじみ内科医院	理事長 藤見忠生	同 市同区樫野台5-4-3	同
岡村医院	医療法人社団岡村医院 理事長 岡村縁	同 市同区竹の台2-18-4	同
関谷眼科クリニック	関谷善文	同 市同区糀台5-6-3 西神オリエンタルホテル1階	同
西脇耳鼻咽喉科医院	西脇至	同 市同区持子2-12	同
みどり病院	医療法人社団倫生会 理事長 須田勲	同 市同区枝吉1-16	同
財團法人神戸在宅ケア研究所 神戸リハビリテーション病院	理事長 梶本日出夫	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1	同
タキヤ神戸北薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 飯塚啓	同 市同区上津台8-1-1	平成19年11月2日
医療法人社団兼誠会杉安病院	理事長 杉安謙一郎	尼崎市尾浜町2-26-13	同 年6月1日
前田耳鼻咽喉科医院	前田秀明	同 市神田北通1-5 E&Eビル2F	同
吉本整形外科クリニック	吉本博	同 市七松町1-2-1-601B フェスティ花 北館6階	同
むこ薬局	有限会社すみれメディカル 取締役 伊藤寛	同 市武庫之荘2-5-5	同
桝谷医院	桝谷郁男	西宮市上ヶ原9番町1-1	同
森眼鏡	森健司	同 市甲東園1-6-27	同
ナシオン中川薬局	有限会社ナシオン中川薬局 取締役 中川尚美	同 市東山台1-10-2	同
ナシオン中川薬局エコール店	同 上	同 市名塩新町8	同

瀧川薬局	瀧川 テル子	同 市下大市東町8-3	平成19年11月20日
医療法人社団水津耳鼻咽喉科	理事長 水津百合子	伊丹市池尻1-141 昆陽里プラザA号室	同 年6月1日
医療法人社団ベタニア会 山本眼科	山本 洋子	同 市昆陽3-134-1-101	同
佐藤耳鼻咽喉科	佐藤 信次	同 市北野2-98 OMTビル2階	同
尾口皮膚科	医療法人社団尾口 理事長 尾口 基	宝塚市南口2-5-30	同
篠部医院	篠部 信一郎	同 市堺布3-4-6	同
園田耳鼻咽喉科医院	園田 隆郎	同 市仁川北2-6-14 橋本ビル2F	同
きばた歯科医院	木畑 克敏	同 市安倉南1-9-32	同
もとえ歯科医院	森賀 本恵	同 市伊予志2-1-11	平成19年11月17日
ステラ川西薬局	株式会社川崎薬局 代表取締役 川崎 博之	川西市栄根2-6-32	同 月1日
有限会社つるや薬局	有限会社つるや薬局 代表取締役 秋本 常久	同 市小花1-1-10	平成19年6月1日
井之上眼科	井之上 恵子	川辺郡猪名川町松尾台1-2-20	同
石井皮フ科クリニック	石井 紀孝	明石市魚住町錦が丘4-4-3	同
おきがき耳鼻咽喉科	沖垣 壮一	同 市大久保町江井島915-1	同
小山クリニック	小山 賀己	同 市魚住町清水202-1	同
新見眼科	院長 新見 浩司	同 市二見町東二見895-4	同
兵庫県立がんセンター(医科)	兵庫県知事 井戸 敏三	同 市北王子町13-70	平成19年4月1日
兵庫県立がんセンター(歯科)	同 上	同 上	同
あかね調剤薬局西明石店	有限会社ケー・アンド・ケー 代表取締役 兼古 茂樹	明石市西明石南町2-14-14	平成19年6月1日
ゆう薬局魚住店	有限会社ダイサク 代表取締役 原田 功造	同 市魚住町西岡123-8	同 年12月1日
今村内科医院	今村 誠道	加古川市加古川町篠原町111-1F	同 年6月1日
ノリッジクリニック	西崎 知之	同 市西神吉町大国787	同
コスモクリニック	医療法人社団奉志会 理事長 大西 奉文	加古郡稲美町国岡2-9-7	平成19年11月1日
丸井薬局	丸井企画有限公司 取締役 春山 公子	三木市緑が丘町本町1-3-3	平成19年6月1日
川井整形外科	川井 和夫	高砂市神爪2-2-7	同
モリ皮フ科医院	杜 昭文	同 市神爪1-4-11 FKビル2F	同
松本耳鼻咽喉科	松本 憲明	姫路市飾磨区上野田1-7	同
あかつき調剤薬局花北店	山本 孝行	同 市増位新町1-24 花の北モール1-14号	同
別所薬局	株式会社ユーアイファーマシー 代表取締役 内海 直彦	同 市別所町別所2-145	同
三宅皮膚科医院	三宅 英之	神崎郡福崎町西田原1160-4	同
津名薬局	有限会社スガファーマシー 代表取締役 菅 敏明	淡路市志筑新島6-31	同

**兵庫県告示第87号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

**1 申請の概要**

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

新キャタピラー三菱株式会社明石事業所

明石市魚住町清水1106-4

執行役員明石事業所長 尾 野 輝 美

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

新キャタピラー三菱株式会社明石事業所

明石市魚住町清水1106-4

## (3) 特定施設に関する事項

種 能	類 力	63号本 廃ガス洗浄施設 (No.1、No.2)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.2)
工事着手予定期年月日	既設	コントロールバルブ 小物部品	1,500台/月	減速機部品 1,500台/月
工事完成予定期年月日	既設	同 左	同 左	同 左
使用開始予定期年月日	許可後	同 左	同 左	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分 8時間	8時30分～17時30分、20時～6時 17時間	同 左	同 左
使用時間の季節的変動の概要 なし	同 左	同 左	同 左	同 左
区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
水素イオノン濃度 (水素指數)	6～8.6	6～8.6	8～9	8～9
生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	25	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	25	100	1,000
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	20	150	700
	窒素含有量 (単位 mg/L)	14	20	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.3	1.2	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3	200
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	0/基	5.7/基	0	0.5
			0	0.7

**備考** 汚水等の処理は、外部業者に委託又は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2. 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成20年1月29日から同年2月19日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

## 兵庫県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 神戸市印路土地改良区

### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	西 岡 鶴 松	神戸市西区平野町印路285-2

## 兵庫県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大日川東Ⅰ期地区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1. 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2. 縦覧の期間

平成20年1月29日から同年2月18日まで

## 3. 縦覧の場所

南あわじ市役所三原庁舎

## 兵庫県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名 (工区名)	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
淡 路 市	育 波 地 区 (浜 工 区)	平成20年1月29日から 同 年2月18日まで	淡 路 市 役 所

**兵庫県告示第91号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適當と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名 (工区名)	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
淡 路 市	育 波 地 区 (里工区)	平成20年1月29日から 同 年 2月18日まで	淡路市役所

~~~~~

**兵庫県告示第92号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適當と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市 の 名 称 | 地 区 名   | 縦 覧 の 期 間                   | 縦 覧 の 場 所 |
|---------|---------|-----------------------------|-----------|
| 淡 路 市   | 柳 沢 地 区 | 平成20年1月29日から<br>同 年 2月18日まで | 淡路市役所     |

~~~~~

**兵庫県告示第93号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適當と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
洲 本 市	鮎 屋 川 地 区	平成20年1月29日から 同 年 2月18日まで	洲本市役所 五色庁舎

~~~~~

**兵庫県告示第94号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|                   |      |
|-------------------|------|
| 1 家 畜 伝 染 病 の 種 類 | ヨーネ病 |
|-------------------|------|

|                      |                                          |
|----------------------|------------------------------------------|
| 2 家 畜 の 種 類          | 牛（ホルスタイン種）                               |
| 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数 | 患畜 1頭                                    |
| 4 発 生 場 所            | 多可郡多可町                                   |
| 5 発 生 年 月 日          | 平成20年1月11日                               |
| 6 その他参考となるべき事項       | 水溶性下痢が続くため、細菌検査（直接鏡検）を実施したところ、集塊状の抗酸菌を確認 |

**兵庫県告示第95号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間  
平成20年1月20日から同年3月10日まで

3 作業地域  
三田市南が丘1丁目地内

**兵庫県告示第96号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年1月29日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域       |    |                 |               |    |
|--------------------|-----------------|----|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間             | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>本郷藤坂線        | 篠山市川阪字岩鼻319番2から | 旧  | 8.0から<br>9.0まで  | 43.0          |    |
|                    | 同 市川阪字岩鼻351番3まで | 新  | 9.0から<br>18.0まで | 43.0          |    |

**兵庫県告示第97号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局県土整備部神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名      | 小 字 名 | 地 番                                                                                        |
|-------|-------|-------|-----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下 ノ 町 | 神 戸 市 | 北 区   | 山田町藍<br>那 | 下 ノ 町 | 1番の一部、2番の一部、3番、3番11<br>の一部、3番12の一部、4番の一部、5<br>番の一部、11番から18番、19番の一部、<br>20番の一部、17番地先の道路敷の一部 |

## 兵庫県告示第98号

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 たつの市龍野町富永1005番地1

名 称 たつの市

代表者 住 所 たつの市龍野町富永731番地1

氏 名 たつの市長 西 田 正 則

2 埋立区域

(1) 位 置

たつの市御津町岩見字浜屋敷1299番21及び同町岩見字家ヶ濱1292番の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点のうち1の地点から9の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と9の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位 (D.L.+1.58m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：岩見東防波堤に設標した金属鉢「岩見1」

北緯 34度46分49.6605秒

東経 134度31分46.8436秒

|      |        |            |            |
|------|--------|------------|------------|
| 1の地点 | 基点から   | 333度49分51秒 | 247.85mの地点 |
| 2の地点 | 1の地点から | 277度55分40秒 | 1.00mの地点   |
| 3の地点 | 2の地点から | 187度53分13秒 | 0.70mの地点   |
| 4の地点 | 3の地点から | 277度47分48秒 | 0.90mの地点   |
| 5の地点 | 4の地点から | 7度56分14秒   | 0.42mの地点   |
| 6の地点 | 5の地点から | 277度50分15秒 | 45.60mの地点  |
| 7の地点 | 6の地点から | 187度48分07秒 | 0.42mの地点   |
| 8の地点 | 7の地点から | 277度49分46秒 | 2.29mの地点   |
| 9の地点 | 8の地点から | 350度34分52秒 | 40.96mの地点  |

(3) 面 積

2,429.99平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

たつの市御津町岩見字浜屋敷1299番21、同町岩見字家ヶ濱1292番及び1291番から1289番1を経て1277番3に至る間の地内並びに同町岩見字浜屋敷1299番21、同町岩見字家ヶ濱1292番、1291番から1289番1を経て1277番3に至る間及び1283番1から1280番20を経て1287番4に至る間の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点のうち、アの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とスの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：岩見東防波堤に設標した金属鉢「岩見1」

北緯 34度46分49.6605秒

東経 134度31分46.8436秒

|      |        |            |            |
|------|--------|------------|------------|
| アの地点 | 基点から   | 327度25分52秒 | 137.58mの地点 |
| イの地点 | アの地点から | 277度50分12秒 | 169.39mの地点 |
| ウの地点 | イの地点から | 1度41分42秒   | 138.35mの地点 |
| エの地点 | ウの地点から | 75度52分08秒  | 70.24mの地点  |
| オの地点 | エの地点から | 84度33分08秒  | 2.91mの地点   |
| カの地点 | オの地点から | 350度34分52秒 | 76.94mの地点  |
| キの地点 | カの地点から | 82度03分52秒  | 7.95mの地点   |
| クの地点 | キの地点から | 170度34分52秒 | 81.04mの地点  |
| ケの地点 | クの地点から | 88度32分33秒  | 23.95mの地点  |
| コの地点 | ケの地点から | 116度57分02秒 | 35.29mの地点  |
| サの地点 | コの地点から | 108度18分18秒 | 15.89mの地点  |
| シの地点 | サの地点から | 187度55分48秒 | 33.44mの地点  |
| スの地点 | シの地点から | 97度52分09秒  | 35.00mの地点  |

## (3) 面 積

27,131.06平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地

## 5 出願年月日

平成19年10月10日

## 6 縦覧の期間及び場所

平成20年1月29日から3週間

関係図書は、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所及びたつの市産業部農林水産課において縦覧に供する。

## 兵庫県告示第99号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称   | 特別指定区域                            | 予定建築物等の用途 | 指定年月日      |
|-------|-----------------------------------|-----------|------------|
| 中町地区  | 小野市中町字田畠下及び向山の各一部<br>並びに天神町字向山の一部 | 別図のとおり    | 平成20年1月29日 |
| 天神町地区 | 小野市天神町字天神西山、天神西及び<br>天神の各一部       | 同 上       | 同          |
| 日吉町地区 | 小野市日吉町字大西谷及び五平田の各<br>一部           | 同 上       | 同          |
| 淨谷町地区 | 小野市淨谷町字帝釋前、南池ノ下及び<br>土山の各一部       | 同 上       | 同          |
| 淨谷町地区 | 小野市淨谷町字寺山の一部                      | 同 上       | 同          |

|         |                                                              |     |   |
|---------|--------------------------------------------------------------|-----|---|
| 淨谷町地区   | 小野市淨谷町字帝釋前、三町田及び南池ノ下の各一部並びに黒川町字小深田の一部                        | 同 上 | 同 |
| 淨谷町地区   | 小野市淨谷町字大道ノ上の一部                                               | 同 上 | 同 |
| 黒川町地区   | 小野市天神町字天神西山及び後山の各一部                                          | 同 上 | 同 |
| 黒川町地区   | 小野市黒川町字小深田の一部                                                | 同 上 | 同 |
| 葉多町地区   | 小野市葉多町字荒神元、城の前及び門田の各一部                                       | 同 上 | 同 |
| 久茂町地区   | 小野市葉多町字長曾、道町及び堂ノ前の各一部並びに下大部町字池町及び東山の各一部                      | 同 上 | 同 |
| 下大部町地区  | 小野市下大部町字東山、野キワ、稗田及び沢池ノ東の各一部、片山町字北野の一部並びに葉多町字長曾の一部            | 同 上 | 同 |
| 下大部町地区  | 小野市下大部町字長野、中長野及び下長野の各一部並びに片山町字車ノ下及び河原の各一部                    | 同 上 | 同 |
| 大開町地区   | 小野市大開町字草荷野の一部                                                | 同 上 | 同 |
| 大開町地区   | 小野市大開町字池奥東、石ヶ谷、草荷野及び南谷の各一部、日吉町字池之奥東の一部、山田町字石ヶ谷の一部並びに栄町字南谷の一部 | 同 上 | 同 |
| 北丘町地区   | 小野市北丘町字浄土寺山の一部                                               | 同 上 | 同 |
| 北丘町地区   | 小野市北丘町字浄土寺山の一部                                               | 同 上 | 同 |
| 復井町地区   | 小野市復井町字平地、皿池、川端及び舟戸の各一部                                      | 同 上 | 同 |
| 西山町地区   | 小野市復井町字平地の一部                                                 | 同 上 | 同 |
| 青野ヶ原町地区 | 小野市復井町字川端及び芝ノ後の各一部                                           | 同 上 | 同 |
| 青野ヶ原町地区 | 小野市復井町字川端の一部                                                 | 同 上 | 同 |
| 青野ヶ原町地区 | 小野市復井町字十郎の一部                                                 | 同 上 | 同 |
| 河合中町地区  | 小野市河合中町字構、横手及び松印庵前の各一部                                       | 同 上 | 同 |

|        |                                                   |     |   |
|--------|---------------------------------------------------|-----|---|
| 河合中町地区 | 小野市河合中町字蓬莱野及び井ノ口の各一部                              | 同 上 | 同 |
| 河合中町地区 | 小野市河合中町字中座及び寺垣内の各一部                               | 同 上 | 同 |
| 河合西町地区 | 小野市河合西町字上殿、戸手之口及び松之内の各一部                          | 同 上 | 同 |
| 新部町地区  | 小野市新部町字大寺、尼ケトテ、布部、豊福、力万及び仲田の各一部                   | 同 上 | 同 |
| 新部町地区  | 小野市新部町字大寺、小垂及び寺山の各一部並びに河合西町字下戸場の全部                | 同 上 | 同 |
| 旭町地区   | 小野市旭町字一丁目及び二丁目の各一部、新部町字仲田及び井ノ口の各一部並びに三和町字上河原の一部   | 同 上 | 同 |
| 昭和町地区  | 小野市昭和町字四反田及び藪ノ下の各一部並びに三和町字四反田及び柳田の各一部             | 同 上 | 同 |
| 三和町地区  | 小野市三和町字長町及び中島の各一部                                 | 同 上 | 同 |
| 粟生町地区  | 小野市粟生町字下条、中田、正雀、田井、鍵町、立町、仲島通及び大畑の各一部並びに阿形町字向川原の一部 | 同 上 | 同 |
| 粟生町地区  | 小野市粟生町字宮ノ西、正雀、中田及び田井の各一部                          | 同 上 | 同 |
| 粟生町地区  | 小野市粟生町字前田、島田、大畑及び胡麻田の各一部                          | 同 上 | 同 |
| 下来住町地区 | 小野市下来住町字屋形、寺山、田中前、ミノ代、松ヶ内、竹谷及び堂ノ後の各一部             | 同 上 | 同 |
| 下来住町地区 | 小野市下来住町字高川原、流作及び下野の各一部                            | 同 上 | 同 |
| 下来住町地区 | 小野市下来住町字中村前、屋形、松ヶ内及び高田の各一部                        | 同 上 | 同 |
| 来住町地区  | 小野市来住町字山ノ間、山ノ間ノ下及び新田の各一部                          | 同 上 | 同 |
| 来住町地区  | 小野市来住町字三反田、葛ヶ谷、西山ノ下及び上ノ山の各一部                      | 同 上 | 同 |

|       |                                                                                          |     |   |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 阿形町地区 | 小野市阿形町字東殿垣内、上ノ地、西殿垣内及び池町の各一部                                                             | 同 上 | 同 |
| 阿形町地区 | 小野市阿形町字中川原の一部                                                                            | 同 上 | 同 |
| 西脇町地区 | 小野市西脇町字神子ヶ渕、観音山及び大和林の各一部                                                                 | 同 上 | 同 |
| 西脇町地区 | 小野市西脇町字王子ヶ原、西王子ヶ原及び境田裏野の各一部並びに粟生町字天野屋新田の一部                                               | 同 上 | 同 |
| 福甸町地区 | 小野市福甸町字黒岩の一部                                                                             | 同 上 | 同 |
| 市場町地区 | 小野市市場町字渕端、寺ノ下、鳥居元、北ノ後、橋ヶ詰、向嶋、下司、六反開地、手崎、出端坂、郷作、庄司口、池ノ下、野田、廣嶋、高芝、北山及び狐塚の各一部並びに大島町字宮ノ上の第一部 | 同 上 | 同 |
| 市場町地区 | 小野市市場町字北山及び狐塚の各一部                                                                        | 同 上 | 同 |
| 樅山町地区 | 小野市樅山町字齒抜谷、芦谷、水谷拍子谷及び水谷口の各一部                                                             | 同 上 | 同 |
| 樅山町地区 | 小野市樅山町字水谷口、大崎、三角山及び廣嶋の各一部並びに市場町字廣嶋の一部                                                    | 同 上 | 同 |
| 樅山町地区 | 小野市樅山町字水谷口、水谷拍子谷、東垣内及び腰掛の各一部                                                             | 同 上 | 同 |
| 樅山町地区 | 小野市樅山町字梅ヶ谷平、向山、梅谷、大谷及び後ノ谷の各一部                                                            | 同 上 | 同 |
| 大島町地区 | 小野市大島町字北垣内、野田、出口、長畑、渕バタ、川ノ上、西畑ケ、道仙、堂ノ前、江川口、移宣、溝ノ後及び宮ノ上の各一部、市場町字渕端の一部並びに片山町字下ノ田の一部        | 同 上 | 同 |
| 大島町地区 | 小野市大島町字江川口、江川及び宮ノ上の各一部                                                                   | 同 上 | 同 |
| 山田町地区 | 小野市山田町字舟附、名葉ノ木、橋形及び岩ヶ谷の各一部                                                               | 同 上 | 同 |
| 池尻町地区 | 小野市池尻町字下ヶ芝の一部並びに市場町字池ノ下及び大道ノ下の各一部                                                        | 同 上 | 同 |

|       |                                                  |     |   |
|-------|--------------------------------------------------|-----|---|
| 池尻町地区 | 小野市市場町字廣嶋の一部                                     | 同 上 | 同 |
| 池尻町地区 | 小野市池尻町字尾ノカチ及び大道ノ下の各一部                            | 同 上 | 同 |
| 二葉町地区 | 小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部並びに垂井町字向山の一部                  | 同 上 | 同 |
| 二葉町地区 | 小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部並びに垂井町字向山の一部                  | 同 上 | 同 |
| 高田町地区 | 小野市高田町字中畑ヶ、山ノ下、上田、山畑及び芝山の各一部                     | 同 上 | 同 |
| 高田町地区 | 小野市高田町字上田、山畑、芝山及び惣山の各一部                          | 同 上 | 同 |
| 高田町地区 | 小野市高田町字惣山及び野山の各一部、鹿野町字鹿野ヶ原の一部並びに敷地町字柳原の一部        | 同 上 | 同 |
| 喜多町地区 | 小野市喜多町字大土井、陰町、市ノ坪及び陸地の各一部                        | 同 上 | 同 |
| 喜多町地区 | 小野市喜多町字池ノ本、陰町及び陸地の各一部                            | 同 上 | 同 |
| 喜多町地区 | 小野市喜多町字川原、中土井及び大土井の各一部                           | 同 上 | 同 |
| 鹿野町地区 | 小野市鹿野町字兼ガチ及び中ノ沢の各一部並びに高田町字上田の一部                  | 同 上 | 同 |
| 鹿野町地区 | 小野市鹿野町字秋長の一部                                     | 同 上 | 同 |
| 鹿野町地区 | 小野市鹿野町字鹿野ヶ原の一部                                   | 同 上 | 同 |
| 敷地町地区 | 小野市敷地町字キタガチ、ウシロ、ホリイケ、竹ノ後、大井、ウチダ、クロフカ、ナカヲ及び宮林の各一部 | 同 上 | 同 |
| 敷地町地区 | 小野市敷地町字ウチダの一部                                    | 同 上 | 同 |
| 住永町地区 | 小野市住永町字中道東及び中道西の各一部                              | 同 上 | 同 |
| 住永町地区 | 小野市住永町字西ヌマ及び塩壳道ノ下の各一部                            | 同 上 | 同 |